

## いばらきキャンプロゴマークの利用に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、いばらきキャンプロゴマーク（以下「ロゴ」という。）の利用に関し必要な事項を定め、もって茨城県（以下「県」という。）のキャンプをはじめとするアウトドアのPR、認知拡大に資することを目的とする。

### (ロゴの定義)

第2条 この規定で定めるロゴマークは、別紙に掲げるデザインとする。

### (申請)

第3条 ロゴを利用しようとする者は、あらかじめ「いばらきキャンプロゴ利用承認申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を茨城県営業戦略部観光戦略課長（以下「観光戦略課長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げる図柄を変更、改変することなく使用する場合は、この限りでない。

- (1) 県の機関が使用するとき
- (2) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的の放送又は記事等に利用するとき。
- (3) 著作権法で認められている私的利用の範囲内で利用するとき。
- (4) その他、観光戦略課長が適当と認めたとき。

2 ロゴを営業又は販売物に利用しようとする者は、あらかじめ県と協議した上で、申請書を提出するものとする。

### (資格要件)

第4条 ロゴを利用しようとする者は、以下の各号を全て満たすものとする。

- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (2) 日本国内に所在地を有する者であること。ただし、日本国内に所在地を有しないが、観光戦略課長が適当と認める場合はこの限りではない。

### (承認の範囲)

第5条 観光戦略課長は、第3条の規定による申請があった場合、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を承認するものとする。

- (1) 県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれがあると認められるとき。
- (3) 「いばらきキャンプ」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。

- (4) 法令または公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の個人、法人、団体を支援、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- (6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (7) その他、観光戦略課長が不適切と認めたとき。

(利用承認)

第6条 観光戦略課長は、前条の承認をするときは、「いばらきキャンプロゴ利用承認通知書」(様式第2号)により申請者へ通知する。

2 観光戦略課長は、利用を承認しない場合は、「いばらきキャンプロゴ利用不承認通知書」(様式第3号)により申請者へ通知する。

(利用期間)

第7条 利用期間は、最長3年間までとする。

(使用料)

第8条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 ロゴを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、観光戦略課長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) ロゴの形状、配色等を無断で変更・改変しないこと。
- (3) イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。
- (4) ロゴの利用承認物件は、県が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、ロゴの利用承認物件に関し、苦情が生じた場合は、利用者の責務において必要な措置を講ずること。
- (5) 当該利用に係る物件の完成見本を速やかに観光戦略課長に提出すること。ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

2 次の各号について、県の推奨を表すものでないことをホームページ等で明らかにするものとする。

- (1) ロゴが掲載された商品(パッケージを含む)。
- (2) ロゴが掲載された商品又は印刷物等を発行した企業。

3 ロゴを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(承認内容の変更)

第10条 ロゴの利用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「いばらきキャンプロゴ利用変更承認申請」(様式第4号)を観光戦略課長に

提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「いばらきキャンプロゴ利用変更承認通知書」(様式第5号)をもって通知する。その際に、観光戦略課長はロゴの利用方法その他について、その必要に応じ条件を付すことができる。
- 3 観光戦略課長は、利用変更を承認しない場合は、「いばらきキャンプロゴ利用不承認通知書」(様式第3号)により申請者へ通知する。
- 4 変更申請の承認後においても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第11条 観光戦略課長は、ロゴの利用がこの規定又は承認内容に反していると認められる場合には、その利用の差止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。その場合、利用者はその請求等に従わなければならない。

- 2 前項の承認の取消しは、「いばらきキャンプロゴ利用承認取消通知書」(様式第6号)をもって通知する。

(責任の制限)

第12条 前条の規定により、ロゴの利用承認を取消した場合、利用承認を受けた者に損害が生じても、県はその責めを負わない。

- 2 ロゴの利用承認を受けた者が、ロゴの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。
- 3 県は、利用承認を行ったことに起因し、利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

(補足)

第13条 この規定に定めるものほか、ロゴの利用に関する必要な事項は、観光戦略課長が別に定めるところによる。

付則

この規定は、令和4年4月20日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。